学校法人 国際医療福祉大学 ガバナンス・コード < 2.0版 > 点検結果報告書



令和7年(2025年)9月 学校法人 国際医療福祉大学

目 次

様式I	
I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
$I-II$. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明 \cdots	Р3
$I-III$. 遵守(実施)していない「原則」の説明 \cdots	Р3
様式Ⅱ	
Ⅱ-Ⅰ.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況・・・・・・・	P 4
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
原則 2 - 2 多様性への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
原則3-4 危機管理体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
原則 $4-1$ 教育研究・経営に係る情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
II-II.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を	
遵守していると判断した場合の取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8

はじめに

- 1.「ガバナンス・コード」の目的・意義
- (1) 学校法人 国際医療福祉大学(以下「学校法人」という。)は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様な ステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けな がら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能 の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造 的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっている。その点に鑑みても、「私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」の実施状況の点検及びその結果の公表は重要な意義がある。
- 2.「ガバナンス・コード<第2.0版>」の実施状況の点検の指針となる4つの基本原則 日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0版>」に対して、学校法人が「自ら実施状況を点検し、その結果を広く社会に公 表する」ものであり、その指針は以下の4つの基本原則による。
 - (1) 自主性・自律性の確保(特色ある運営)
 - (2) 公共性・社会性の確保(社会貢献)
 - (3) 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)
 - (4) 透明性・信頼性の確保(情報公開)
- 3.「ガバナンス・コード」点検結果報告書の公表、活用

日本私立大学協会が制定した「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」に基づき、各原則の実施状況を自主的に点検し、広く社会へ公表することにより、公共性と自主性を基本にした本学の自律的な取組みとして活用する。

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 国際医療福祉大学
②設置大学名称	国際医療福祉大学
③担当部署	東京事務所 企画部
④問合せ先	03-5574-3939またはkyoumukikaku-ml@g.iuhw.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月18日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月24日
⑦点検結果の掲載先URL	https://www.iuhw.ac.jp/about/kifukoui/index.html
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

【備考欄】

国際医療福祉大学は「日本私立大学協会 私立大学カバナンス・コード<第2. 0版>」に準拠し、同コードに対する実施状況について自ら点検し、その結果を 公表します。

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	\bigcirc
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	\circ
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1 — 1 ①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神である「共に生きる社会」の実現を踏まえ
念及び教育目的の明示	た基本理念及び教育目的等について、学生をはじめと
	する多様なステークホルダーに対して明示している。
	(掲載先: https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html)
実施項目 1 - 1 ②	説明
「卒業認定・学位授与	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアド
の方針」、「教育課程編	ミッションポリシーを踏まえた教育課程の編成を行っ
成・実施の方針」及び	ており、各学科においてシラバス等を用いて授業の到
「入学者受入れの方	達目標、授業計画、成績評価方法など教育内容・方法
針」の実質化	を明確にしている。また、自己点検・評価による評価
	結果に基づき、関係する各委員会等において、教育の
	質の向上や学修環境の整備を行っている。
実施項目1-13	説明
教学組織の権限と役割	学長は大学の管理・運営全般の職務を担っており、加
の明確化	えて理事会の構成員となっており、学校法人の業務の
	執行にも当たっている。また、複数の副学長を配置
	し、学長の職務を補佐している。さらに、学部長、学
	科長を置き、学部・学科の運営について処理してい
	る。以上のように教学組織の適切な分散と責任の明確
	化を図っている。
実施項目1-14	説明
教職協働体制の確保	大学の教育研究等の状況を点検評価する自己点検評価
	委員会、教学関係を審議等する教務委員会や学生委員
	会、大学の管理運営について審議する管理運営委員会
	などは教職員で構成されており、教職協働体制により
	教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を行ってい
	る。 =×nn
実施項目1-15	説明
教職員の資質向上に係	教育方法の改善及び教員の資質向上のためFD(ファカ
る取組みの基本方針・	ルティ・ディベロップメント)を毎年実施している。
│年次計画の策定及び推 │ #	また、教職員個々の質の向上及び組織運営の強化を図
進	るためにSD研修(スタッフ・ディベロップメント)を
	実施している。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的を達成するため
針の明確化及び具体性	に6年間の中期目標・中期計画を策定し、これを推進す
のある計画の策定	るため具体的な事業計画を作成している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	学長を委員長とし、原則毎月1回開催している自己点
管理	検・自己評価委員会において、中期計画の進捗状況を報
	告、管理しており、その結果を定期的にホームページで
	公表している。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づき、保健医療福祉の分野において社
材の育成	会の要請に応え得る高い知識、優れた技能と人間性を
	併せ備えた有為な専門職業人の育成を実現すべく、学
	生、社会人、留学生、帰国生徒に対して学修の機会を
	提供している。毎年多くの国家試験合格者を輩出して
	おり、就職率も100%である。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	本学の基本理念のひとつである「社会に開かれた大
推進	学」の実現のため、地域社会との緊密な連携を図りつ
	つ、本学が有する人的資源、知的財産、施設等を活用
	して、地域社会における人材の育成、技術開発等に貢
	献するなど「生涯教育の拠点」としての役割を果たし
	ている。 5 キャンパス全てで様々な地域協働活動を行
	っている。例えば小田原キャンパスでは市民公開講座
	や研修、講師派遣、地元ライオンズクラブとの協定、
	北條五代祭りなど地域行事への参加、ボランティア活
	動を通じて、地域医療・福祉の発展と市民との交流・
	支援を推進している。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	病める人も、障害を持つ人も、健常な人も互いを認め合
の充実	って暮らせる「共に生きる社会」の実現を建学の精神と
	しており、学生は授業や実習等で、教職員は業務等あら
	ゆる場面において多様な価値観を受容できる状況を整え
	ている。

実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	男女共同参画社会の実現、女性活躍推進の観点から、副
配慮	学長、評議員、学科長等への女性の登用、事務職におけ
	る管理職登用などを行っている。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	寄附行為において、私立学校法に基づいた理事の資格
明確化及び選任過程の	及び構成を定めており、理事の選任は評議員会の意見
透明性の確保	を踏まえ理事選任機関で行うこととしている。また、
	理事会において理事長を選任し、この法人を代表しそ
	の業務を総理すると定めている。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	寄附行為において、理事会の招集、運営、決議を定め
確保及び評議員会との	ており、透明性を確保している。また、評議員会との
協働体制の確立	関係について、決議を要するものを明確化しており、
	協働体制を確立している。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	理事への情報提供は適宜適切な方法により日常的に行
修機会の充実	っている。また、日本私立大学協会主催による様々な
	研修に参加している。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	寄附行為において、評議員会で監事を選任することと
選任基準の明確化及び	し、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に
選任過程の透明性の確	防止することができる者と定めている。また、会計監
保	査人の選任の議案は監事が決定し、評議員会で選任す
	ると定めており、いずれも選任の明確化及び選任過程
	の透明性を確保している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	「内部監査内規」を定め、監査部を設置している。監
内部監査室等の連携	査部は監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効率的
	な実施に努めている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監査情報の共有は、監査報告書の監事等への送付によ
修機会の充実	り行っている

なお、公的研究費の監査内容については、監事に直接 説明するとともに、「研究活動の不正行為への対応等の 取組状況に係るチェックリスト」(文部科学省へ提出) 及び「研究機関における公的研究費の管理・監督のガ イドラインに基づく体制整備自己評価チェックリス ト」(文部科学省、厚生労働省へ提出) についても併せ て説明している。また、研修会も開催している。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	寄附行為において、私立学校法に基づいた評議員の構
性・構成割合について	成を定めており、職員及び卒業生は理事会で、学識経
の考え方の明確化及び	験者は理事会において推薦された者のうちから、評議
選任過程の透明性の確	員会において選任すると定めている。
保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	寄附行為において、評議員会の職務、開催、招集、運
の確保及び理事会との	営、決議について明確に定めており、透明性を確保し
協働体制の確立	つつ、理事会との協働体制が確立されている。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	学校法人運営の適切さを判断するに必要な情報について、
研修機会の充実	評議委員会において、理事会における議案、資料、決議事
	項などを報告し、情報提供している。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	ハラスメント防止委員会や研究管理室を設置するとと
整備及び事業継続計画	もに、ハラスメント防止講習会やコンプライアンス研
の策定・活用	修・倫理講習等を実施して不祥事防止に努めている。
	また、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害対
	策マニュアル等の整備に取り組んでいる。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令等を遵守し、法人及び大学運営に努めている。また、
制整備	「学校法人国際医療福祉大学公益通報等に関する規程」を
	設けるとともに、通報への対応のため、コンプライアンス窓口
	を設置している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	社会的に大きな組織体である大学が関係者、社会の認識
方針の策定	から乖離しないよう、情報公開は重要な意味を持つと位
	置づけている。そのため、ウェブサイトでは、教育研究
	上の基礎的な情報、修学上の情報、財務情報、規程等、
	各種情報を掲載している「大学について」をMenuの一番
	上に配置している。
	(掲載先: https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html)
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	大学全体のウェブサイトにおいては情報項目ごとの表示
理解促進のための公開	を行うと同時に、各キャンパス別のウェブサイトでは受
の工夫	験生、在学生・卒業生、医療関係・企業などステークホ
	ルダー別に情報を取りまとめるなど、求める情報にアク
	セスしやすい工夫を行っている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
特になし	